



学校法人会計について(企業会計との違い)

学校法人の活動目的は、利益を出すことを大きな目的のひとつとする一般的な企業と違い、非営利組織として教育サービスを提供することにあります。教育は公共性の高い社会的事業であるため、学校経営には安定性や継続性が重視されます。一方で、学校法人の収入は、学生・生徒の学納金や国・地方自治体からの補助金、善意の寄付金にほぼ限られ、毎年度ある程度の試算が可能になると同時に、それ以上を見込むことはできません。

限られた収入の中で、目指すサービスの水準を実現し向上させていくために、学校法人は厳密な予算を計画し、それを着実に執行すること(=計画通りの教育サービスを提供すること)を求められています。そのため、学校法人の計算書類には「予算」「決算」「差異」の3項目があり、企業の決算書と違う特徴のひとつとなっています。

下表は、学校会計と企業会計の違いを簡潔にまとめたものです。

	学校	企業
 目的	学生のために、より良い教育サービスを提供すること。 ⇒公共性が高い	より多くの利益を生み出すこと。
 会計	安定して良い教育をおこなえる財政状態であることを確認する。 ⇒収支均衡	どれだけ利益を出すことができたかを説明する。
 従うもの	学校法人会計基準	企業会計原則
 作るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・資金収支計算書 ・活動区分資金収支計算書(現金・預貯金の動き) ・事業活動収支計算書(1年間の収支バランス) ・貸借対照表(財産の状態) 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュフロー計算書(資金の増減) ・損益計算書(どれだけ利益が出たか) ・貸借対照表(財産の状態)
 学校には プラスα	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税上の優遇 …収益事業を行わなければ納税義務なし。 ・国や地方公共団体から補助金の交付を受ける。 	<p>公共性が高い組織である学校は、企業と比べて、さまざまな面で守られています。</p> <p>それゆえに、会計上の処理も企業とは違うのです。</p>

CHECK!



学校法人の作る4つの書類(計算書類と呼びます)は毎会計年度(4/1~3/31)ごとに作成し、公認会計士による監査を受けなくてはなりません。そして、理事会の承認後に、文部科学省や東京都へ提出されます。これらの書類は学内に永久保存されており、学院の利害関係者は閲覧することが可能なほか、主要なものは学院Webサイトで公開しています。

WORD



学校法人会計基準：昭和46年4月1日制定。(平成25年改正)
学校法人の会計処理に関する具体的な方法を定めたもの。学校法人が国や地方公共団体から補助金を受けるにあたっては、各学校の経営状態を統一されたルールに従って明らかにする必要があったため、制定されました。